

## 送りつけ商法

頼んでいない商品を突然送ってくる



不明な品物は受け取らない!

## 点検商法

「無料で点検する」などと訪問し高額な工事契約をさせる



その場では絶対契約しない!

## 催眠商法

「景品をプレゼント」などと言って会場に人を集めた後、言葉巧みに高額な商品売りつける



その場の雰囲気にならず冷静な判断を!

NO! だまされな!

悪質商法にご用心

## かたり商法

業者がまぎらわしい服装や説明で公的機関の者と思わせ不安をおおるなどして高額な商品を契約させる



不審に感じたら公的機関に確認を!

おかしいな? 1人で悩まず まず相談

大分県消費生活センター ☎097-534-0999

警察総合相談

☎#9110

